令和８年度 第４回諏訪区地域協議会
次第

日時：令和８年７月23日（木）19:00～
会場：諏訪地区公民館　集会室

1 開会

2 あいさつ

3 議題
⑴ 報告事項
上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について（資産活用課）

⑵ 自主的な審議
地域活動資金の確保　カプセルトイ☆すわ

4 その他
⑴ 次回開催日程について

日　　時：令和　　年　　月　　日（　　）午後　　時から
会　　場：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
内　　容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵ その他

5 閉会

〔資料〕
・次第
・資料№1 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について（資産活用課）
・資料№2 地域活動資金の確保　～カプセルトイ☆諏訪～

～　地域協議会における会議の心得　５か条　～
その１　自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
その２　発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
その３　建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
その４　話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）
その５　個人の意見は平等に扱いましょう（一人の強い意見に偏らない）

令和8年度第4回諏訪区地域協議会
令和8年7月23日
3議題（1）報告事項
資料No.1-1
資産活用課

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

Ⅰ　公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1　見直しの概要

- 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- 開館時間は、屋内施設は 9 時～21 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- 休館日は、最低でも週 1 日を基本
- 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2　見直しの内容

区分	全体施設数	諏訪区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	2
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	1
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	1
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	2
上記のいずれかの取組を実施	220/223	2/2

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9 時～21 時 月 1 日及び年末年始休館	10 時～22 時（猛暑対策） 17 時～22 時予約制 週 1 日及び年末年始休館
公民館	8 時 30 分～22 時 年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理	9 時～21 時 週 1 日又は月 2 日、年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理 13 区：16 時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設）※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～22 時	9 時～21 時
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8 時 30 分～22 時	9 時～21 時
休館日	第 3 木曜日、年末年始	水曜日、第 3 木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～17 時	10 時～16 時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12 月～2 月は週 2 日）、年末年始

Ⅱ　公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1　見直しの概要

- 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2　見直しの内容

改定内容と主な施設	全体施設数	諏訪区
A　基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍） 市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等	48	2
B　政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍） 正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館	4	0
C　理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍） ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等	43	0
D　政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍 上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ	5	0
E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設） リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円	53	0
F　理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ 日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館	2	0
G　見直しなし（施設の状況考慮等による） やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場	7	0
合計	162	2
H　100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

3　改定幅が大きい施設等の改定例

「B　政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 （1.61 倍）
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 （1.51 倍）

正善寺工房	1室（1時間）	1,200円	1,800円	+600円 （1.5倍）

「E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ上越	市民プール個人（小・中学生）	180円	300円	+120円 （1.67倍）
教育プラザ（体育館）	大体育館（1時間）	720円	1,200円 （+照明400円）	+480円 （1.67倍）
	小体育館（1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
上越勤労身体障害者体育館	体育館占用利用（1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
	体育館共用利用（1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）
板倉北部スポーツセンター	アリーナ（1時間）	480円	900円 （+照明300円）	+420円 （1.88倍）
吉川体育館	アリーナ占用利用（1時間）	620円	900円 （+照明300円）	+280円 （1.45倍）
	アリーナ共用利用（1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）

4　その他

・附属設備・備品の使用料の見直し：208区分中88区分を改定
（備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き）
・市外在住者利用による使用料：2倍設定は143施設
・営利営業利用による使用料：3倍設定は147施設（2倍施設はなし）
・30分単位の利用による使用料設定導入施設：48施設（4つの施設カテゴリーで導入
（地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館））

Ⅲ　今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8.7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8.9～10	地域協議会で後期計画案を説明	地域協議会で諮問・答申	必要に応じて地域協議会で報告
R8.12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9.2	市議会で後期計画を説明		
R9.4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

令和8年度第4回諏訪区地域協議会
令和8年7月23日
3議題（1）報告事項
資料No.1-2
資産活用課

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 【諏訪区】

施設No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	諏訪地区公民館	○	○	社会教育課

施設No.1

令和8年度第4回諏訪区地域協議会
令和8年7月23日
3議題（1）報告事項
資料No.1-3
教育総務課・スポーツ推進課

「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

⑴　施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	600円	510円
プール（浦川原小学校、大島小学校）	一般	1施設	200円	160円
	中学生以下	1施設	100円	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

施設No.2

令和8年度第4回諏訪区地域協議会
令和8年7月23日
3議題（1）報告事項
資料No.1-4
社会教育課

「諏訪地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

開館時間・休館日は、「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、貸館の利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯や曜日にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで （休館日を除く、平日の午後 4 時から午後 9 時及び土祝日は予約があるときのみ）	【条例】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで（休館日を除く、平日の午前 8 時 30 分から午前 9 時及び午後 4 時から午後 9 時、土日祝日は予約があるときのみ）

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	日曜日、年末年始	年末年始

⑶　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
和室	1 室 1 時間につき	150 円	120 円
集会室		500 円	380 円
調理実習室		150 円	110 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例１）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例２）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例３）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

令和8年度第4回諏訪区地域協議会
令和8年7月23日
3議題（1）報告事項
資料No.1-5
資産活用課

公の施設白書

（令和6年度実績・諏訪区抜粋版※）

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
（財務部資産活用課）

1　はじめに（公の施設白書の公表の目的）

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要とする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

2　公の施設の現状（全体）

上越市 JOETSU CITY

【公共施設等を取り巻く現状と課題　…　利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。

【参考①】R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）

- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073（▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716（▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095（18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

3　公の施設の現状

1　施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	諏訪児童館	児童館	木造	32/22	186.74	982	398	405	－	現状維持
2	諏訪保育園	保育園	木造	45/22	370.57	10	18,296	1,829,600	直営	別の計画等
3	二貫寺の森	市民の森	木造	17/－	145.98	676	1,469	2,173	直営（業務委託）	現状維持
4	諏訪地区公民館	公民館	木造	44/24	210.73	3,214	3,399	1,058	直営	現状維持
5	芳沢記念公園	農村公園	－	46/－	0.00	0	479	－	直営（業務委託）	別の計画等
6	上真砂公園	農村公園	コンクリ	29/38	5.23	0	189	－	直営	別の計画等
7	米岡公園	農村公園	－	21/－	0.00	0	87	－	直営	別の計画等
	小計					4,882	24,317	4,981		

２　位置図


保
南新保
杉野袋
高森
上真砂
諏訪
北田中
東原
鶴町
米町
米岡
飯田川
1
2
3
4
5
6
7
N
W
E
S
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平30情複、第10号）

基本情報に関する凡例①

上越市 JOETSU CITY

1　施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - 鉄骨：鉄骨造（S造）
 - 「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - 農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - 特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - 公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - 霊園は、利用区画数
 - 斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

基本情報に関する凡例②

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - 現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - 廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
 - 休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - 貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - 用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - 後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - 引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

２　位置図

- 位置図上の番号は、「１　施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

令和8年度第4回諏訪区地域協議会
令和8年7月23日
3議題（2）自主的な審議
資料No.2

第５期諏訪区地域協議会自主的な審議テーマ

地域活動資金の確保　～カプセルトイ☆諏訪～

1 目的

地域団体の共通課題である資金確保について取り組み、活動の後押しをするとともに、いつまでも遺したい諏訪の里の魅力と歴史をカプセルに詰め、地域の活力向上と魅力発信に繋げる。

2 課題解決のための取組内容

各団体が諏訪の里への想いを込めた“モノ”をカプセルに詰め、カプセルトイとして地域活動の場で販売する。

3 団体が問題としている事項から捉える地域課題と解決策（テーマ決定の経緯）

団体の現在の共通課題	課題の解決策
○人員の確保 ・人口減少、高齢化、少子化、学校統合により、地域活動に協力・参加できる人材に限りがある。 ○活動資金の確保 ・資金を生み出せる活動でない。 ・協賛を期待できる企業等が地域に無い。 ○活動の周知、伝承、保持 ・地域内でも活動を知られていない。 ・「上越市諏訪区」を広く周知したい。 ・「諏訪」の素晴らしい環境や歴史等を守り伝えたい。	○過去 ・これまで地域課題の解消に向けて活動を継続してきた団体の課題に取り組み、支援する　…**活動資金の確保** ○現在・将来 ・変わりゆく“諏訪の里”の歴史と現在の姿を、地域の人の心に残しつつ、未来へと発展する…**地域のシンボル的な施設や愛着のある場所、物などを後世に残す**

4 検討の方針、理念、大切にしたいことなど

- 地域で収益を得て、団体に分配する
- 地域内での資金の循環も視野に入れる
- 安定して継続できる（一過性のものでない）
- 二貫寺の森など地域資源を活用する
- 地域外からも諏訪の魅力を感じられる
- 諏訪の良さや懐かしさを感じられる
- 子どもに配慮した価格設定とする

5 対象（主なターゲット）　※活用事業の来場者想定割合

- 諏訪地区住民　　60%
- 諏訪に訪れた方　　10%
- 諏訪地区出身者　　30%

6 実施主体

・

7 活用想定団体・事業

・諏訪地区で活動し、営利を目的としない団体

団体名	活動状況	活用が想定される事業
移住促進諏訪の会	諏訪地区で活動する団体	移住促進フォーラム
すわっ子クラブ		二貫寺の森活動 ハロウィン わくわく交流事業　など
諏訪の里づくり協議会		健康推進活動 諏訪まつり 炭焼き体験　など
未楽来すわ		各団体への素材提供
芳澤謙吉翁顕彰会		茶会、講演会
NPO 法人緑とくらしの学校	二貫寺の森管理団体	自然体験学習会 野鳥観察会　など

8 活用のタイミング、設置場所

各団体が実施するイベントなどで活用し、店舗や施設等に常設しない。

9 カプセルの内容物

・内容物の制作、補充は活用団体が行う
・参加料は全て活用団体の収益とする

10 想定される管理事項

	項目	懸念事項	委員・事務局支援
令和９年度	補助申請実績報告		可
	利用回数管理	取りまとめ	
	内容物発注	団体との協議、とりまとめ	可
	予算分配	団体毎の必要数量分配	可
	報道への発信		可
令和９年度以降	マシン本体の貸出管理	日程調整 保管場所確保	
	必要消耗品の補充	不足カプセルの補充	
	団体からの相談受付	内容物の作成等	
	運営方針・基準の作成	団体以外への貸出等	

11 活動原資と必要経費

費目	金額	説明
カプセルトイマシン（本体）	@40,000×2 台＝80,000 円	
トイ	@200×50 コ×8 回＝80,000 円	アクリル板など
カプセル	@50×50 コ×8 回＝20,000 円	原則返還
ボールチェーン	@50×50 コ×8 回＝20,000 円	
包装	@20×50 コ×8 回＝8,000 円	ビニル袋など
周知チラシ等	A3@16×250 軒×8 回＝32,000 円	全戸チラシ配布
印刷費	@10×両面×250 軒×8 回＝40,000 円	
計	280,000 円	

※カプセルトイの参加料 500 円/回で設定することを見込む

12 スケジュールと役割分担

時期	内容	実施者		
		主体	各団	地協
令和８年 12 月	補助事業提案	○		△
令和９年１月～3 月	カプセル内容物協議	○		
	補助事業審査			○
令和９年４月	補助事業申請／年間利用予定確認	○		
令和９年５月	必要物品発注	○		
令和９年６月	カプセル内容物制作		○	
	カプセル内容物発注	○		
令和９年７月～	活用開始		○	
	実績確認・報告	○	○	△
令和 10 年３月	補助事業実績報告	○		△

13 その他

・想定団体以外（店舗や学校等）への貸出等は、活用開始後１年以内に検討する。
・初年度補助事業提案時にカプセルトイマシン（本体）ほか、必要消耗品を計上。次年度以降は運営コストと考えられるため、必要経費は初年度で計上する。
・補助事業の提案は実施主体となる団体が取りまとめ提案。